

山梨県公報

第六百六十八号

令和八年

七月二日

木曜日

目次

告示

- 道路の供用開始（三件）
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定

公告

- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出
 - 大規模小売店舗の施設の配置の変更の届出
 - 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更
 - 土地区画整理組合の事業計画の認可
- ### 監査委員
- 外部監査人を補助する者でなくなった旨の告示
 - 外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議
- ### 公安委員会
- 一般競争入札について

告示

山梨県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和八年七月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和八年七月二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士吉田西 桂都留線	富士吉田市上暮地二丁目四 六八三番二地先から 南都留郡西桂町小沼字池の 頭二九二三番一地先まで	七一三・二	令和八年七 月三日

山梨県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和八年七月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和八年七月二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士吉田西 桂都留線	南都留郡西桂町小沼字四方 内九七九番一地先から 南都留郡西桂町小沼字四方 内八八四番地先まで	六九・七	令和八年七 月三日

山梨県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和八年七月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和八年七月二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	湯之奥上之 平線	南巨摩郡身延町下部字湯ノ 平五一六番一地先から 南巨摩郡身延町下部字湯ノ 平五三一番一地先まで	五四・八	令和八年七 月二日

山梨県告示第二百十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域	番号	座標
下瀬戸―1	一点	北緯三五度三八分四二秒九五七八 東経一三八度五七分二四秒九七一八
	二点	北緯三五度三八分四三秒一三六四 東経一三八度五七分二四秒九六五三
	三点	北緯三五度三八分四三秒七六一二 東経一三八度五七分二五秒一七二六
	四点	北緯三五度三八分四三秒三三八四 東経一三八度五七分二五秒六九四八
	五点	北緯三五度三八分四三秒三一七五 東経一三八度五七分二五秒六〇八七
	六点	北緯三五度三八分四三秒二三八四 東経一三八度五七分二五秒六三二〇
	七点	北緯三五度三八分四三秒二七四二 東経一三八度五七分二五秒七七四四
	八点	北緯三五度三八分四三秒一九二二 東経一三八度五七分二五秒八七五五
	九点	北緯三五度三八分四二秒九五二〇 東経一三八度五七分二五秒九三一八
	十点	北緯三五度三八分四二秒八九三四 東経一三八度五七分二五秒四二九六

二十八点	二十九点	三十点	三十一点	三十二点	三十三点
北緯三五度三分四三秒九一五五 東經一三八度五七分三〇秒四八一四	北緯三五度三分四三秒九〇五一 東經一三八度五七分三〇秒四〇三七	北緯三五度三分四三秒八九四九 東經一三八度五七分三〇秒二二四三	北緯三五度三分四三秒八五四〇 東經一三八度五七分二九秒九八三四	北緯三五度三分四三秒七〇三四 東經一三八度五七分二九秒七七六二	北緯三五度三分四三秒六四九四 東經一三八度五七分二八秒一七九一

公 告

◎ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年七月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤康之 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン石和店 山梨県笛吹市石和町駅前十六番地一

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 六百六十九台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 四百五十台
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 五箇所 位置 届出の図面のとおり	数 三箇所 位置 届出の図面のとおり
来客が駐車場を利用することができ る時間帯	午前六時三十分から午後十一時三十分まで	午前六時三十分から午後十一時三十分まで

3 変更する年月日 令和九年二月十七日

三 届出年月日 令和八年六月十六日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十一月二日まで

◎ 大規模小売店舗の施設の配置の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年七月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オンザサミット 代表取締役 保坂忠伸 山梨県南アルプス市東南湖千三十五番地
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 グリーンタウン甲府東 山梨県甲府市向町字 蛭田百二十三番地一 外
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 二百二十二台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 百九十九台

- 3 変更する年月日 令和九年二月十八日

- 三 届出年月日 令和八年六月十七日

- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

- 五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十一月二日まで

◎ 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（ゆずの郷地区経営体育成基盤整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年七月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和八年七月三十一日まで
- 三 縦覧場所 富士川町役場
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和八年八月十七日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和九年一月四日まで

◎ 土地区画整理組合の事業計画の認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第三項の規定により、次のとおり事業計画を認可した。

令和八年七月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 組合の名称 富士吉田市剣丸尾西土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 令和八年七月二日から令和十五年三月三十一日まで
- 三 施行地区 富士吉田市松山字熊穴及び字下水の入の各一部
- 四 事務所の所在地 富士吉田市新西原四丁目九番八号
- 五 設立認可の年月日 平成二十七年七月三十日
- 六 事業計画の認可の年月日 令和八年七月二日

監査委員

山梨県監査委員告示第七号

包括外部監査人野中孝憲から、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の三十二第八項の規定により、次の者に補助させる必要がなくなった旨の通知があったので、同条第九項の規定により、次の者が補助者でなくなったことを告示する。

令和八年七月二日

山梨県監査委員 入倉 博文

同 中 込 正 純

同 大久保 俊 雄

同 桐 原 正 仁

氏名	住所
山本 薫	山梨県南巨摩郡富士川町長澤

山梨県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人野中孝憲の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

令和八年七月二日

山梨県監査委員 入倉博文
同 中込正純
同 大久保俊雄
同 桐原正仁

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
石水 秀治	山梨県甲府市富士見	令和八年七月二日～ 令和九年三月三十一日

公安委員会

◎ 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年七月二日

山梨県警察本部長 仲 村 健 二

一 一般競争入札に付する事項

- 1 役務の名称及び数量 交通安全施設モバイル回線 一式
 - 2 役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 履行期間 令和九年三月一日から令和十四年二月二十九日まで
 - 4 履行場所 甲府市徳行四丁目十三番三十号 徳行東交差点ほか百七十五箇所
- 二 事務を担当する所属 山梨県警察本部交通部交通規制課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
 - (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - 2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをし

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

ている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 令和八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和八年山梨県告示第七十五号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇―八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部交通部交通規制課管制第二係 電話〇五五―二二一―〇一一〇

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和八年七月十七日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに四1の交付場所において交付する。

3 入札説明会 実施しない。

4 入札及び開札の日時及び場所 令和八年八月十八日（火）午後二時 山梨県警察本部交通部交通規制課交通管制センター試験室

5 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和八年八月十七日（月）午後四時までに山梨県警察本部交通部交通規制課管制第二係（郵便番号四〇〇―八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法 この公告に示した役務を提供できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納

めなければならぬ。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和八年七月十七日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに四 1 の場所に直接持参し、又は郵便若しくは信書便により提出しこの入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否 要

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約は解除することがある。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部交通部交通規制課 電話〇五五―二二一―〇一一〇

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Mobile Line
contract for traffic safety facilities, 1 Set

2 Date and time for tender: 2:00PM 18 August, 2026

3 Bureau in charge: Traffic Management and Control Division, Traffic
Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 1-6-1
Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8586 Japan TEL 055-221-0110